

平成 21 年 3 月 9 日

統計委員会委員長  
竹内 啓

## 今後の統計委員会の運営について

### 親委員会の在り方と、今後の部会運営

本年 4 月から新統計法が全面施行され、基本計画に沿った取組・検討が開始されることを踏まえ、今後、以下のように運営するものとする。

- ・ 親委員会では、基本計画の推進や次期基本計画に向けた検討に係る事項を中心に議論することとする。
- ・ これに伴い、専門技術的な事項については、基本的に各部会の議論に任せ、親委員会ではその結論を最大限尊重するものとする。
- ・ また、これまでの開催実績等にかんがみ、産業統計部会と企業統計部会との間で、所管統計の分担を見直す。
- ・ 部会の審議状況等の親委員会への報告に当たっては、次期の基本計画策定など将来的な課題や他統計に関連する論点、検討の過程で明らかとなった重要事項に絞って行うとともに、論点を明確にする観点からポイントを摘記したレジюме等を用意するものとする。

### 実情把握の方策等

公的統計の在り方や方向性を論じるに当たり、あるいは、基本計画の的確なフォローアップを行うに当たり、その実情（加工統計の推計の実際、調査現場の状況、報告者負担や利用状況、統計ニーズ等）を正確に理解することは極めて重要と考えられる。

このため、各府省及び地方公共団体等職員などの関係者、統計利用者及び調査対象の代表等との意見交換を適宜、実施することとする。

ただし、多忙な委員が多いことにかんがみ、出席できる委員のみが参加する懇談会形式による運営を基本とする。